

半田市 報道機関提供資料

問合わせ

保健センター事務長
沼田 昌明
0569-84-0646

令和3年5月10日提供 (事前情報・事後情報)

名 称	緊急事態宣言の対象地域に愛知県が加わることに伴う市施設の利用制限について		
内 容	緊急事態宣言の対象地域に愛知県が加わることに伴う市施設の利用制限について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。		
	【変更点】 ・ 利用時間を現在 21 時以降の利用は不可としているところ、 <u>20 時以降の利用は不可</u> に変更します。 ・ <u>半田運動公園デイキャンプ場の利用は不可</u> に変更します。		
	【新型コロナウイルス感染症対策のための市施設の利用制限について】 令和 3 年 5 月 12 日（水）～令和 3 年 5 月 31 日（月） ※ただし、今後の緊急事態宣言の延長や感染拡大状況により利用制限を変更する場合があります。		
	イベント類型 施設の区分	大声での声援等なし	大声での声援等あり （食事を伴うイベント含む）
	屋外 例）周遊イベント・野外ステージイベント・屋外スポーツイベント	収容定員の設定がある場合は収容率 50%以下 参加人数の上限 5,000 人 【20 時以降の利用は不可】	
	屋内 大規模施設 ・ 雁宿ホール 大ホール ・ アイプラザ半田 講堂 ・ 半田赤レンガ建物 クラブハウス 上記以外の施設	類似のイベント開催実績において参加者による大声での声援等がないことを条件に収容率 100%を上限とする。 【20 時以降の利用は不可】	●座席が固定されている場合 異なるグループ又は個人間で 1 席空け、同一グループ内では間隔必要なし（50%を超える場合も） ●自由に移動できるが行動管理が可能な場合 収容率 50%以下 【20 時以降の利用は不可】
別 紙	有	・	無

半田市企画課広報情報担当
0569-84-0603